

紀 宝 町 職 員 募 集 要 項

1. 職種及び採用予定人員

- ① 事務職（一般）・・・・・・・・・・ 若干名
- ② 事務職（保育士）・・・・・・・・・・ 若干名

2. 採用予定年月日

令和9年4月1日

3. 受験資格 次のすべての条件を満たす方

【全職種共通】

- (1) 学校教育法に定める大学、短期大学（高等専門学校を含む）、高等学校を卒業した方、または令和9年3月31日までに卒業見込みの方
- (2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方
- (3) 採用後、紀宝町に居住できる方

【①事務職（一般）】

- (1) 平成4年4月2日以降に生まれた方

【②事務職（保育士）】

- (1) 平成4年4月2日以降に生まれた方
- (2) 児童福祉法に定める保育士の資格を有する方、または令和9年3月31日までに資格取得見込みの方（令和9年3月31日までに資格を取得できなかった場合には、この試験に合格しても採用資格を失います。）
- (3) 教育職員免許法に定める幼稚園教諭免許を有する方、または令和9年3月31日までに免許取得見込みの方（令和9年3月31日までに資格を取得できなかった場合には、この試験に合格しても採用資格を失います。）

※合格者（全職種共通）には、卒業証明書、在職証明書等の証明書類の提出を求めます。資格要件を満たしていることが確認できなかった場合は、採用を取り消します。

※ 地方公務員法第16条の欠格条項とは

次のいずれかに該当する場合は、地方公共団体の職員となることはできません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって地方公務員法第5章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者

- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 受験手続

インターネットまたは書面での申込みが可能です。ご都合の良い方法をいずれか一つ選んでお手続きください。

【インターネットによる申込み】

(1) 申込方法

以下のURLまたは二次元コードにアクセスし、申込フォーム（Logo フォーム）から受験申込内容を入力・送信してください。

<https://logoform.jp/form/SWxv/1706566>



(2) 受付期間

令和8年7月28日（火）午前8時30分から

令和8年9月10日（木）午後5時15分まで

※受付開始日及び終了日を除き、受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、
受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。

【書面による申込み】

(1) 提出書類

○申込書兼履歴書（紀宝町交付のもの）・・・1通

○写真2枚（縦4cm×横3cmのサイズで、3か月以内に撮影した無帽上半身のもの）

※1枚は（1）の申込書兼履歴書に貼付して提出してください

1枚は裏に氏名を記入し、貼らずに提出

○保育士の資格を証明する書類の写し、または資格取得見込み証明書（【②事務職（保育士）のみ）・・・1通

○幼稚園教諭の免許を証明する書類の写し、または免許取得見込み証明書（【②事務職（保育士）のみ）・・・1通

(2) 受付期間

令和8年7月28日（火）から令和8年9月10日（木）まで

（土、日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は簡易書留とし、9月10日（木）午後5時15分までに配達（必着）されたものを受け付けます。）

(3) 受付場所（下記以外の場所では受け付けできません）

〒519-5701 紀宝町鵜殿324番地 紀宝町役場総務課 電話 0735-33-0333

5. 試験内容

【全職種共通】

試 験	内 容	出題数	解答時間
職務能力試験	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題（択一式）	60 題	60 分
適応性検査	公的部門の職員としての職務への適応性について、ポイントを絞って性格特性をみる	150 題	20 分

作文試験及び面接試験（集団討議を行う場合があります。）

6. 試験の日時及び会場（※9月中に実施通知・受験票を送付します。）

区 分	日 時	会 場
【全職種共通】	令和8年9月27日（日） 試験：午前9時30分開始 受付：午前9時～9時15分	紀宝町役場内会議室 （紀宝町鶴殿324番地）

7. 合否決定

合否判定ができ次第、速やかに受験者全員に郵送で通知します。

8. 試験成績の提供

希望者には、試験成績を提供します。（受験票を持参し、本人が来庁してください）

- ① 請求できる人・・・受験者本人
- ② 提供内容・・・本人の各試験結果
- ③ 提供期間・・・発表から1か月間

9. 給与及び服務

- ① 給与・・・本町の職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給料及び通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当を支給
（令和8年4月現在、事務職職員の初任給は、大学卒で232,000円、短大卒で216,500円、高校卒で200,300円です。）
- ② 昇給・・・原則として、1年に1回
- ③ 勤務時間・・・午前8時30分から午後5時15分まで
（ただし、勤務箇所によっては異なる場合があります。）

- ④ 休 日・・・土曜日、日曜日、祝日、年末年始
(ただし、勤務箇所によっては変則的な勤務形態となることがあります。)
- ⑤ 有給休暇・・・年次休暇は1年につき20日(採用年は15日)、このほか夏季休暇7日などの特別休暇等があります。

10. その他

- ① 採用予定人数は変更になる場合があります。
- ② 試験の成績によっては、採用者がいない場合があります。
- ③ 受験資格がないこと、または申込書類の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格や採用が取り消しになります。
- ④ 受験資格で卒業見込みや資格取得見込みとして受験された方は、当該卒業や資格取得ができなかった場合は、合格や採用が取り消しになります。